

8. 地方財政措置(目次へ戻る)

企画調査係

名 称		主な地方財政措置				
内 容	○補助事業					
		負担	公共		非公共	
			通常分	国土強靱化対策 注2 農業構造転換集中対策 注3 または補正予算分	通常分	国土強靱化対策 注2 農業構造転換集中対策 注3 または補正予算分
	国営・機構営	都道府県・市町村負担分 注1	公共事業等債 〔充当率 90% 算入率 20% (B類型以外) 45% (B類型) 注5〕 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、 農業構造転換集中対策事業債、 または補正予算債 〔充当率 100% 算入率 50%〕			
	都道府県営事業	都道府県負担分		公共事業等債 〔充当率 90% 算入率 20%〕	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、 農業構造転換集中対策事業債、 または補正予算債 〔充当率 100% 算入率 50%〕	
		市町村負担分 注1		一般補助施設整備等事業債 注4 〔充当率 90% 算入率 20%〕		
	団体営事業	都道府県負担分		公共事業等債 〔充当率 90% 算入率 20%〕		
		市町村負担分 注1		一般補助施設整備等事業債 注4 〔充当率 90% 算入率 20%〕		
	注1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地における市町村負担分については、過疎債(充当率100%、算入率70%)、辺地債(充当率100%、算入率80%)の充当が可能。(過疎債・辺地債の対象施設に限る。なお、非公共事業については、整備する施設等が公共事業で整備する施設と同一である場合(公共事業と異にする点が単に予算区分が異なるという点のみである場合)には過疎債・辺地債の対象となり、その対象経費はガイドラインにおいて団体が負担すべきとされている額となる。)					
	注2) 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく措置に限る。(令和12年度まで)					
	注3) 農業構造転換集中対策に基づく措置に限る。(令和11年度まで)					
	注4) 一般補助施設整備等事業債(充当率90%、算入率20%)は農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業及び農業生産基盤情報通信環境整備事業に係る特例措置であり、通常非公共事業の市町村負担分は一般補助施設整備等事業債(充当率75%、算入率0%)が適用されている。					
	注5) B類型の対象はダムや防災重点農業用ため池等であり、詳細については こちら を参照。					
	○地方単独事業					
・公共施設等適正管理推進事業債(令和4年度から令和8年度まで)						
	県単独事業		市町村単独事業			
都道府県負担分	充当率 90% 算入率 30～50% (算入率＝－0.5×財政力指数＋0.7)					
市町村負担分	充当率 90% 算入率 30～50% (算入率＝－0.5×財政力指数＋0.7)					
・緊急自然災害防止対策事業債(令和8年度から令和12年度まで)						
	県単独事業		市町村単独事業			
都道府県負担分	充当率 100% 算入率 70%					
市町村負担分	充当率 100% 算入率 70%					